

平成 28 年 11 月 15 日

中央図書館奉仕課

視聴覚センターのあり方について（案）

1 視聴覚センターの役割と現状

（1） 視聴覚センターの意義

視聴覚センターは昭和 50 年度に設立して以来、小・中・特別支援学校などの学校教育や企業、地域等の社会教育に対して視聴覚教材や機材の提供を行い、学校教育・社会教育の支援を行ってきた。

また、デジカメ活用講座やパソコンビデオ編集講座などの研修を開催して AV 機器の活用を進めるとともに、映写会等の普及活動を行ってきた。

（2） 現状と課題

① 施設利用・個人利用の減少、低迷

電子機器の技術が著しく進歩し、パソコンや DVD 等が職場、学校、家庭に広く普及するとともに機能の高度化が進んだ現在では、様々な音楽や映像媒体を誰でも簡単に利用することができるようになった。その結果、館内施設の利用者や講座などの個人利用は大きく減少している。

表 1：館内視聴ブース利用者数

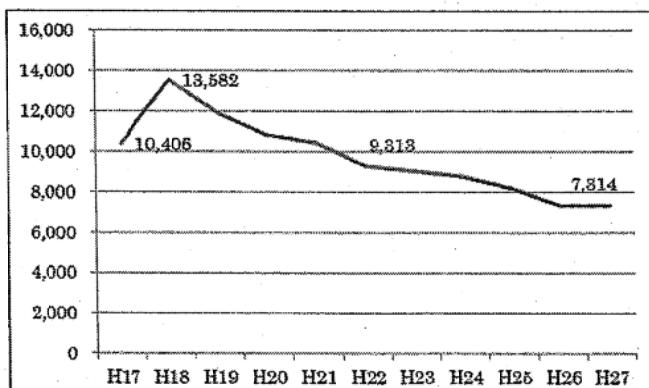


表 2：映写会等参加者数

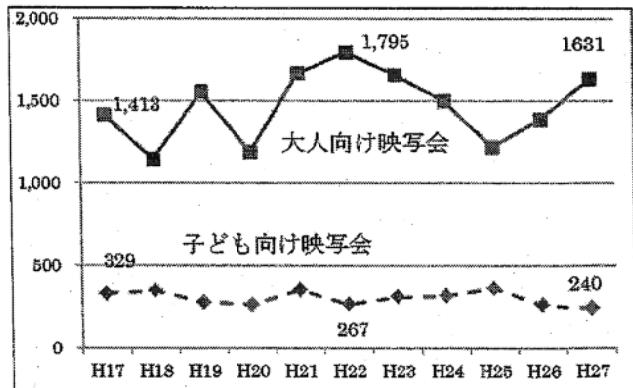
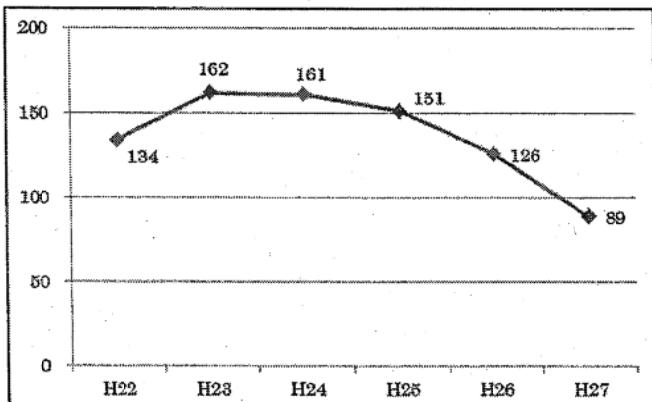


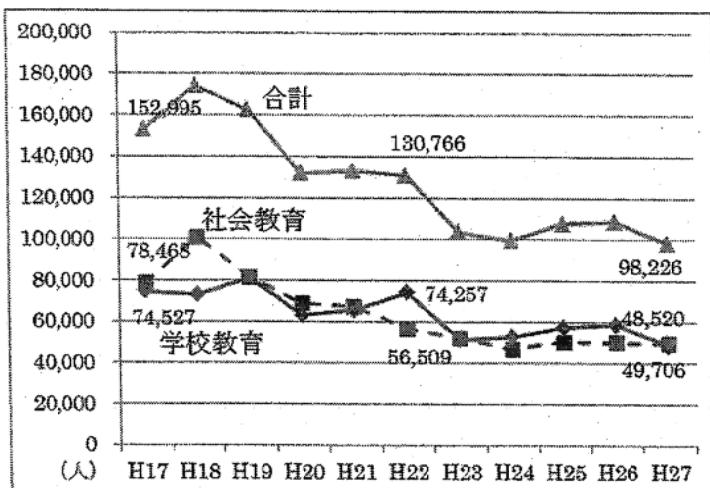
表 3：各種講座受講者数



②教材・機材の団体貸出

視聴覚教材と機材の団体貸出は減少を続けているが、平成27年度の教材貸出は2,207回で、98千人に利用されており、主に学校教育や、地域・企業の人権、防災、防犯などの研修、子どもや高齢者を対象とした娯楽・イベントの場で利用されている。

表4：貸出教材の視聴者数



3 視聴覚センターの今後のあり方（案）

- (1) A V機器の技術進歩や普及にあわせた業務の見直し
- (2) 子ども図書館整備に伴う移転

平成30年度内に開館する子ども図書館の整備に伴い、教育センターに移転する。

4 視聴覚センターの業務見直し

視聴覚教材・機材の提供を通して学校教育・社会教育を支援する視聴覚センターの役割と、社会情勢の変化を踏まえ、センターの業務を見直して今後も担うべき機能を充実し、社会状況の変化にあわせた整理を行う。

(1) 機材・教材の団体貸出の充実

①学校教育支援の強化

教育センター移転に伴い、学校教育との連携を深め、教材・機材の充実を図る。

②地域、社会教育団体、企業の利用促進

ア 地域や企業での利用を促進するため、教材・機材の充実を図るとともに、市民センターや企業などへのPRを強化する。

イ 機材・教材の配達サービスは継続する。なお、移転に合わせ配達拠点を見直す。

(2) 館内視聴

移転に伴い、CD・DVDの館内視聴は中央図書館・子ども図書館に移管し、あわせて個人貸出を始める。

(3) 研修事業

機器の技術進歩や普及でニーズが少なくなったり（デジタルカメラ活用講座など）、民間が実施している（ＬＬ語学講座）状況で、受講者も減少しているため廃止する。

(4) 制作支援

行政や幼稚園・保育所、学校関係者等に対する、映像（ＤＶＤ）編集等の制作支援は廃止、相談業務は引き続き行う。

(5) 普及事業

週末映写会、子ども映写会は図書館行事として適宜開催し、クラシックレコードコンサート等は廃止する。

5 視聴覚センターの移転（案）について

(1) 移転先

北九州市立教育センター（八幡西区相生町20番1号）

(2) 教育センターへの移転による効果

視聴覚センターの機材・教材は学校関係者も多く利用しており、教育センター利用との相乗効果が図れる。

- ① 子どもの学力向上、授業支援（学校支援）に寄与
- ② 新採教員の校内研修等で活用

⇒教育センターは教職員研修の場であり、その延長で視聴覚教材の利用につなぎやすい。

(3) 移転時期

平成29年秋頃